

## 令和5年度第3回石狩市子どもの権利に関する検討委員会 議事録

【日 時】 令和5年11月22日(水) 13時30分～15時40分

【場 所】 石狩市役所5階 全員協議会室

【出席者】 委員:15名、事務局4名

委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	欠席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	出席	委員	細田 幸男	出席
	委員	新田 大志	出席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	出席	委員	大森 由紀子	出席
	委員	今西 浩子	出席	委員	時任 千恵	出席
	委員	近藤 宏	出席	委員	穴田 めぐみ	出席
	委員	重山 麻人	出席	委員	朝倉 恵	出席
	アドバイザー	松倉 聡史	欠席			

事務局	所 属		氏 名
	保健福祉部長		宮野 透
	保健福祉部次長		田村 奈緒美
	保健福祉部	子ども政策課 主査	中川 陽子
	保健福祉部	子ども政策課 主査	田原 朋学

【傍聴者】 3名

### 【次 第】

1, 開 会

2, 議 事

(1) 議論3:「責務」

(2) 議論4:「子どもの権利の日」

(3) 議論5:「子どもの参加、意見表明」

(4) 議論6:「子どもの権利保障」

(5) 議論7:「子どもに関する施策の推進」

3, その他

- 次回会議について 令和6年2月19日(月)13時30分～15時30分市役所4階 401・402

4, 閉 会

### 【1, 開会】

(事務局:田村次長)

定刻となりましたので、これより令和5年度第3回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を開

催いたします。本日の会議は2時間程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。座って説明いたします。

本日の出席状況でございますが、委員16名中、現在14名の出席となっております。坪田委員より欠席のご連絡をちょうだいしております、重山委員が少し遅れるということでございます。2時くらいまでにはお越しになると聞いております。

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定によりまして委員の半数以上の出席がなされておりますので、本委員会が成立してございますことをご報告申し上げます。

次に資料の確認をいたします。

本日配付しております会議次第と委員名簿がついたもの、次に追加資料の1として士別市子どもの権利救済に関する規則で、次に、子どもの権利ニュースレター第3号、事前送付の資料として皆様にデータでお送りしておりますが、本日お渡ししているものが資料1の責務役割関係、資料2の子どもの権利の日関係、資料3子どもの参加意見表明関係、資料4子どもの権利保障関係、資料5が子どもに関する施策の推進関係、子どもの権利のニュースレター第2号、それから皆さんお持ちかもしれませんが、議論の論点を改めてお配りしておりますのでご確認ください。

それから、本日、大森委員のほうからイベントのご紹介ということで、11月25日、26日に実施いたします、子どもの権利パネル展のこのはがきをいただきました。大森委員のほうでされています生活クラブ運動グループと石狩市が共催で、次の土日に石狩市民図書館のほうで開催いたしますので、もしよろしければ、足をお運びいただくと大変ありがたいです。

資料のほうはお揃いでしょうか。もしなければ事務局にお声かけください。

よろしいでしょうか。それから、本日の会議の録音にあたりまして、大変申し訳ありませんが、発言の際は2人に1つずつマイク設置しておりますので、こちらを通してお話いただきますようお願いいたします。できれば、発言の前に委員の名前をおっしゃってから言っていただくと大変助かります。

それではこれからの進行を小山委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(小山委員長)

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中参加していただきありがとうございます。

今日は議題が5つあります。条例の根幹部分をなす重要な議案だと思います。限られた時間ですけれども一定の方向性を出したいと思っていますので、積極的なご発言よろしくお願いいたしますと思います。それでは議題のほうに入りたいと思います。

前回、事務局より子どもの権利に関する条例検討委員会での論点についてというのが提案されました、委員の皆さまの了承をいただいて、今後はこれに基づき議論していくことになりました。

前回は1の子どもの定義について議論し、2の子どもの権利についてグループワーク形式で意見を出していただきましたので、今回は残りの5項目について議論していきます。

それでは、1番目の責務について、事務局より説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

皆さんこんにちは、事務局の中川です。よろしくお願いいたします。

前回の資料、子どもの権利に関する条例検討委員会での論点について、こちらの裏面3番目の責務について説明いたします。本日お配りしている資料1先進事例3市の条例(責務役割関係抜粋)をご覧ください。

資料1の2ページ目の一番下の表は責務や役割について、先進事例3市の記載内容をまとめたものです。責務、役割の対象となる主な項目を一番左の列に掲載しております。まず市の責務、役割については3市全てにおいて、市の責務または役割として条文に掲載されております。

次に、市民の責務、役割については川崎市、武蔵野市は市民の責務、役割として載せていますが、土別市では大人の責務と地域住民の責務に分けて記載されています。また、保護者の責務、役割については土別市と武蔵野市には記載がありますが、川崎市にはありません。

次に事業者の責務、役割については、土別市は第12条で地域住民の責務としてその第2項に記載して、川崎市は第3条第4項に、武蔵野市は市民の役割第7条の第4項に記載されております。

最後に育ち学ぶ施設の関係者の責務、役割についてです。3市全てにおいて掲載されておりますが、川崎市は施設関係者として育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員と細かく記載されております。

育ち学ぶ施設の定義ですが、3市全てに児童福祉法に規定する社会福祉施設や学校教育法に規定する学校が対象となっております。児童福祉施設と学校の定義については資料3ページに掲載しております。土別市は学校教育法に定める図書館や博物館、公民館なども対象に含め、川崎市では学校教育法に規定する学校に含まれない専修学校や各種学校も条文に入れています。

次に、責務または役割という文言について整理したいと思います。

土別市と川崎市は責務としていて、文末が「～しなければならない」という表現になっています。武蔵野市は役割としていて、「推進します」、「努めます」、「協力します」という表現になっています。国語辞典には責務は責任と義務、自分の責任として果たさなければならない事柄。役割は役目をそれぞれの人に割り当てること。割り当てられた役目という説明が記載されておりました。責務は義務が発生する強い表現、役割は義務はありませんので弱い表現になるかと思いますが、石狩市としての方向性もご検討をいただきたいと思います。説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。責務の主体としては、事例の3市で見ると、市、市民、保護者、事業者、育ち学ぶ施設の関係者の表記は違いますが、それぞれ載っています。それから責務と役割の表記があります。武蔵野市は概して全般的に言えることだと思えますが、割と柔らかい表現で条例を書いているのかなという印象がありますけれども、まず、義務の発生する責務とするか、少し弱い表現の役割とするか、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

(大森委員)

もう少しじっくり考えたいとは思いますが、私としては、やはりこれは強い表現で、責務で良いのではないかと思います。ある意味子どもの権利を守っていくという立場にある者たちが、強い意思を持って責務を伴ってやっていくということ表現するのであれば、責務で良いかなと。内容についてまたあとで検討されると思えますので、一応責務か役割かというところでは、私は責務が良いと思えます。

(小山委員長)

義務ということを考えれば責務という強い表現のほうがよいのではないかということでした。

(細谷委員)

私も責務で良いのではないかと思います。

役割という形になると、内々のほうで大人がみんな意思を固めたうえで宣言をするような格好になると思うのですが、残念ながらそこまで石狩市の熱意が上がってるわけではないと思いますので、ここは責務として義務を課するような形で文章を作成したほうが妥当ではないかと思います。

(小山委員長)

義務を発生させる意味合いでは、責務という表現のほうが良いというご意見でした。

(朝倉委員)

私もどちらかと言うと、責務という言葉を入れていただいたほうがいいかなという意見です。やはり、特に市の責務という部分で、ここに育ち学ぶ施設がありますが、市の中ではそこが部署としては、分かれてきたりする部分があると思います。そういうところの連携を促していただくためにも、それが努力しますって意味合いではなく、それをきちんとやっていかなければいけないということが入っていたほうが、市としても動きやすいのもあるのかなと思ったりする部分もあります。ちょっと懸念したのが、特に保護者や地域住民というところに責務と入ってくると、ちょっと重たい部分があるのかなと思ったりするところもあります。ここはおそらく合わせていく必要があるのかなと思うので、責務で固めるなら責務にしなければならないのか、私もあまり条例のこと詳しくないので、詳しい方に教えていただきたいんですけど、ここが市は責務で他の部分は役割にできるものなのか、教えていただきたいなと思ったところです。以上です。

(小山委員長)

市に対しては責務という表現で、それ以外は役割という表現でどうかというご意見だったと思います。それを使い分ける事ができるかどうかという点ですけれども、事務局どうですか。

(事務局:田村次長)

ご意見ありがとうございます。他の市の条例の中に、市と学び育つ施設については責務で、市民と事業者ですとか、市以外のほうは役割といったような表現をされているところもありましたので可能だと思います。以上です。

(伊藤副委員長)

私も事前にいただいた資料を見ていて、くくりが大人、保護者、地域住民という立場がかぶる表現、私ひとりの立場でも、複数の部分に自分もいるんだなというふうに見ていたところに、子どものほかは大人だというくくりの中で、その大人の中に保護者、地域住民という分け方になるのかなと思ったときに、朝倉委員がおっしゃったように、大人は責務、育ち学ぶ施設の関係者は責務ということで、地域住民と保護者というのは役割になるのではないかという分類を自分の中では一応してきました。今の説明を聞いたときに、もし、責務と役割というのは分けられるのなら、そういう方法も良いのではないかと思います。

(小山委員長)

ありがとうございます。

市と大人に対しては責務という表現で、地域住民や保護者については役割という表現を使い分ける

ことでどうかというご意見でした。

(星野委員)

権利条例というものが、やはり一般の方には難しい部分はたくさんあると思うので、市だとか学びの施設の方々は、責務でももちろん全然話は通ると思うのですが、保護者だったり、もちろん子どもだったりというところで、責務という言葉が分かりづらいのではないかとこのところがすごく思っていて、内容は本当に責任を持って義務として動いていく必要があると思うのですが、その表現のわかりやすい注釈というのかわからないのですが、どんな人が見ても分かりやすい条例だったらいいなと思います。

(小山委員長)

わかりやすさと役割という表現のほうがしっくりくるかなということだったと思います。

(細谷委員)

細谷です。土別市の条例を見ていたのですが、分けることが可能だということが出て来ましたので、読み方なのだと思うのですが、大人の責務はかなり大きくなりになっていると思います。大人はこうしなければいけないという中で、保護者それから地域住民については、かなり具体的な内容になっていくと思います。ですから、ここは指針なのかなと。こういうふうにしていきましょうという形の表現が取れるのであれば、保護者や地域住民という大人の中のそれぞれの役割分担みたいなものが分かれて出てくるのであれば、この部分が役割という形の具体的な指針なのかなという書き方でいいのではないかとこの感じがします。大人の責務は大きくこうしなければいけないというふうに定義してしまえば、その中で細かく分かれていくのではないかとこの感じがします。

(小山委員長)

大きくなりとして大人の責務、それぞれその中に含まれる地域住民や保護者に役割という表現を使うことでどうかという方向でまとめたいかなと思いますがいかがでしょうか。

では、そのような方向で文言については整理したいと思います。

次に対象と責務、役割について議論していきたいと思います。

すでに今の議論でも入っていますけれども、3つの市に共通しているのが、市、事業者、育ち学ぶ施設。市民については、土別市は市民という表現はなくて、大人と地域住民に分かれています。保護者については、川崎市には記載がないという事務局の説明でした。

それを踏まえて、石狩市の条例ではどのように表現したらよいか、対象とその責務について、皆様のご意見を改めて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(長谷川委員)

先ほどの細谷委員の意見と被る所はあると思うのですが、大人の責務ということで、その指針ということで、保護者の役割、地域住民の役割という形で入れていくのであれば、川崎市のようになくしてしまうのではなく、そのまま入れておいたほうが良いと思います。

(小山委員長)

そのままの記載でということでした。

(大森委員)

本当に難しいことだと思うのですが、私は先程、責務ということは言葉でいいのではないだろうか、中身については後で議論するという事を申し上げたのですが、ここで見て思ったのは、やはり川崎市で保護者というのはなかったのです。それをどうするかということだと思います。

私はワークショップのほうにも参加してまして、その中でもいろいろと議論が出ましたが、この保護者に対する責任を求める姿勢が、あまりにも強いというか、これを親たちが見たときに、子どもの権利条例に対する反発があって、もういらないということにならないかしらという話もあったんですね。確かに保護者であれば当然のことですが、それをきつく今の時代の保護者達に求めすぎるというのも、私としてはどうなんだろうなという懸念はあります。ただ、それを全くなくするかどうかというのも、今のところ難しいのですが、私は保護者も市民であり、地域住民であるわけですから、大人ですから、その大人の指針の中に全部含まれているのであれば、川崎市のように無くても良いのかなと思います。結論を出さないでごめんなさい。

(小山委員長)

保護者が大人、地域住民に含まれるのであれば、風潮として保護者に求めすぎている傾向があるので、残すかどうか考える必要があるというご意見だと思います。

(長谷川委員)

先ほどのことの付け足しにもなるんですけども、子どもの権利を守らせるというか守ってあげるためには、大人がきちんと認識していなければいけない部分があると思います。

大人が子どもたちのためにどうしたら良いかを今考えているわけですので、少なくとも子どもの親である保護者の方とか、それから子どもたちを見守っている地域の方たちには、責務ではなく先ほど言っていたように役割として中身がどうであるかということをしっかり認識していただかないと、せっかく条例ができて守られていけない部分があると思うので、私は入れたほうがいいのではないかと思います。

(小山委員長)

表現はどうあれ、保護者については明記するというご意見だと思います。

(細谷委員)

土別市の保護者の責務という形で見ると、やはりちょっと重たいのかなという気もします。最も重要な責任を持つべき存在であるというふうに押し付けてしまうと、今の時代の保護者の方たちには重たすぎるかなという気がします。ただ、一番近いところにいるのは保護者であることは間違いのないと思いますので、ここまで責任を背負わすような文言はつけずに、この中の子どもが豊かに育つための年齢や発達に応じた支援、助言に努めるとかというふうに、これが一番近いところでやらなければいけない部分をやってほしいところではあると思うんです。だから、表現の仕方を少し変えていって、保護者に重たい責任を負わせなければ、やはり、ここは他とは違い、地域住民ですというものとは、若干立場が違うものではないかという気はしますので、保護者という項目は残したほうがいいかなと思います。

(小山委員長)

子どもと一番接する、子どもに近い存在が保護者であるので、責務という重い表現は避けるようにして、保護者の役割についても明記しておくべきというご意見だったと思います。

(細田委員)

浜益中学校の校長の細田です。学校の立場で来ておりますので、学校ということであれば、保護者、それから地域と繋がって、今、地域に開かれた学校教育ということで、子どもたちに日常、保護者になって一番近いところにいますので、私の意見としてあげさせていただきます。

私も大人の責務としては、きちんと明記したほうが良いと考えます。その下に、例えばこちらの資料というと、裏面の川崎市の責務だと3点、土別市では5点書いてあると思うのですが、このうちの大人の責務、育ち学ぶ施設関係でいうと、学校もそうですし、児童館やそういう場所も含まれると思います。そして、市の責務もこの1番目、3番目、5番目は責務として、2番目と4番目の地域住民とも協力していかなければならないというのも、学校の今の教育のねらいとして、コミュニティスクールなども導入されていますので、大人の責務の下に、具体的に保護者の役割としてこういうことに努めます、地域住民としてこういうことに努めていきます、ということで、大人の責務については、こうでなければなりませんと、どんと大きく力強く書いたほうが伝わるのではないかというふうに思います。学校側としても先生が保護者の皆さんにこういう責務がありますよとはなかなか強くは言えないのですが、そういうところから考えると、大人・施設・市の責務、保護者・地域の役割のようにしたら良いのかなという意見として述べさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

(小山委員長)

やはり大きく大人の責務というものをあげて、中に保護者、地域といったものに役割というように考えたらどうかということでした。

(新田委員)

私も意見を述べさせてもらえたらと思うのですが、皆さまの話とも重なるところも多々ありますが、やはり1の子どもの定義に含まれる子ども以外の大人は、全部ここに含まれるのではないかとこのころで、私も思っています。大人の責務として、まず全ての大人をとこのころは賛成で、そのあとの役割もそのとおりでそれが良いのではないかとこのころですが、先程から皆さまの話にもあるように、やはり保護者等、分かれたその属性で責任を負わせるような文言ではなくて、例えば保護者の方の中には、全うしたくてもなかなかできない事情があったりという個別の場合もあると思いますので、保護者だからといって、それを絶対守りなさいという押し付けではなくて、それぞれ役割はあるんだけど、大人もそれぞれそれを全うできるようにお互い支えあっていきたいと思いますというように、条文というか、付帯の文言というか、どういう形が良いのかわからないのですが、そのような形で、大人もそれぞれ果たせるようにお互い支えあっていきたいと思いますというように文言があるといいのかなと思います。

(小山委員長)

保護者の役割については、保護者に負わせるというような表現は避けて、支えるということも残しておきつつ、役割という表記が良いのではないかとこのころのご意見だったと思います。

(今西委員)

先程からの皆さんの意見と、かぶると思うんですけど、一般市民の皆さんによりわかりやすい条例とするのであれば、対象とそれぞれの役割を明確にすることが良いと思うので、私も保護者という文言を入れたほうが良いと思います。そして、先程のご意見にもありましたように、その表現を柔らかくすることで受け入れていただきやすいのかなと思いました。以上です。

(朝倉委員)

別の視点から意見を述べさせていただきたいと思うのですが、今、役割や責務というところで、縦割り感があるような気がします。例えば、土別市の市の責務には、学び育つ関係者や地域住民と連携協力という言葉が入って行って、他の役割の方との連携がここには入ってるんですけど、他の役割から、例えば市に連携という言葉は入っていないですよ。ここで双方向の協力体制みたいなものが伺えるような、表現をしたほうが良いのではないかなと思ったところです。特にその保護者は、先程から保護者に対して、義務を負わせるような印象を与えるような文言を入れるのは、ちょっと抵抗があると話しましたけれど、むしろ保護者の責務として、例えば子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えるために、必要なときには助けを求めるとか、そういうところに自ら連携していくというようなところも入っていたほうがいいんじゃないかなと。市のほうで、助けを求める人たちのためのいろいろな施策があっても、自分からそこに繋がりに行かないとなかなかそういう助けを得ることができないという部分がありますので、そういうところを強調して入れると良いのかなと思ったところでした。以上です。

(小山委員長)

わかりやすさで言えば保護者という項目があって良いと思うが、分けることによってその責任を分散させるということではなく、双方向の協力関係が大事で、保護者も必要があれば、その連携を求めるといった表現が良いというご意見でした。

だいたいまとまってきたのかなと思います。保護者は入れるけれども、役割として追い詰めるような表現は避けて、関係機関と協力しながらその役割を果たすというような表現が良いのではないかとこの方向でまとめたいと思います。

時間が限られていますので、次の議題に移っていききたいと思います。

次は議論4の子どもの権利の日についてになります。事務局から説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

子どもの権利の日について説明します。資料2先進事例3市条文子どもの権利の日関係抜粋をご覧ください。

条例制定市を調べてみますと、多くの市において子どもの権利について広く市民に知らせてもらえるように、条例に子どもの権利の日を定め、普及啓発の取り組みを実施しています。先進事例の3市で見ますと、土別市では定められていませんので、記載しておりませんが、川崎市と武蔵野市では、11月20日を子どもの権利の日と定めています。

11月20日は昭和29年(1954年)に、国際連合が制定した世界こどもの日で、国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日でもあります。

道内では子どもの権利条例を制定している6市町のうち子どもの権利の日を定めているのは、札幌市のみで11月20日、北広島市は11月を子どもの権利月間としています。

石狩市でも子どもの権利を普及啓発する目的で、子どもの権利の日もしくは月間など条例に定めるかどうかご意見をいただきたいと思います。説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。先進事例の3市のうち、2つの市と札幌市で11月20日に子どもの権利の日と定めて、北広島市では11月を子どもの権利月間としているという説明でした。石狩市で子どもの権利を普及啓発する目的で子どもの権利の日もしくは月間などを条例に定めるかどうかについてご意見をいただければと思います。

ちなみに11月20日は、世界こどもの日ということで認知されている日かと思います。

(穴田委員)

子どもの権利の日と定めているのですが、年に1回は子どもの権利について考え直したり、みんなで話し合う機会を作って、権利について考える機会になると思うので、権利の日または月間か何かを年に1回はできるようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。どんなことをするかというのは、その年々で違ってくるかもしれませんが、地域の人と話したりとか、子ども同士で話すきっかけになるのかなと思います。

(小山委員長)

日にちにするか月間にするかは別として、年に1回設けるべきだと。皆さんの意識の面からも実施したほうが良いというご意見でした。

(伊藤副委員長)

最近、毎日のように、今日は何の日というのがあるんです。そうなのかと思いながら聞いていたのですが、年に1回って確かに採択された日が11月20日という日なのかもしれないけど、私の気持ちとしては、せっかくこういうものを石狩市で作るのだったら、とても極端な話ですけど、毎月20日は、というようなことをしていかないと、本当に定着するのだろうか、年に1回だけ11月20日という日に1回だけやる意味は何だろうかと個人的には思います。せめて毎月20日が難しいのであれば、11月中には市内のあらゆる場所で子どもの権利の掲示やいろいろな周知を図るとか、1か月間くらいやるとしたほうがいいのではないかと考えております。私としては、11月20日が権利の日というのではなくて、11月は権利の月間ということで進めていったらいいかかと思っています。

(小山委員長)

毎年1回では足りない。できれば毎月20日という思いでいらっしゃるのだと思います。少なくとも11月いっぱい、今は虐待防止月間でしょうか。この期間を月間に充てるということでした。

(大森委員)

私も子どもの権利月間が良いと思います。権利の日とかは、イベント的なことで終わってしまわないかという懸念があるのと、これはいろいろな学校なり、地域なり、私たち市民なりが子どもの権利のことについて考えて、何らかの形でそれを表現していくのであれば、1日だけではなくて、月間にして石狩市の中で、今日はパネル展があります、講演会がありますというような形で、11月を子どもの権利月間

に持っていったらたら私はいいかなと思います。

(小山委員長)

1日だけだとイベントか何かでその日が盛り上がりという事になってしまう懸念もあるので、ひと月という範囲にしてはどうかというご意見でした。

(星野委員)

私も、権利の日という1日だけの日ではなくて、本当は1年中、いつも考えるべきことだと思うのですが、11月の月間として、町中がみんな大人も子どもも考える月、そこに向かって町中が11月の1か月をかけて、特別な月というふうにしたら良いかなと思います。

(小山委員長)

本来であれば年中考えるべきですけども、少なくとも11月中は月間として設けるべきというご意見でした。

(朝倉委員)

私も月間でできるほうが、例えばイベントをやるにしても、今年の11月20日は何曜日だったかなと思ってカレンダーを見たら、平日なんです。日にちで決めてしまうと、イベントごとはたぶんやりづらいと思います。実務的に、1か月にする場合、例えばこの国際連合総会の採択された日に、こだわる必要がどのくらいあるのかなと思ったところがあります。何かをするときに、11月だと外でのイベントって、すでに寒くなってきて、やりづらかったりとか、いろいろなことをやりたいとなったときに11月は本当に適してるのか、それともイベントに関わらず何かやるんだから、特にそこは関係なく、権利条約が採択された日にこだわるのかということも含めて話をするべきなのかなと思いました。以上です。

(長谷川委員)

私も11月にしなければいけないというのは、何かあるのかなっていう部分で、とりあえずいろいろな方にわかっていただくというので、11月20日は元々世界子どもの日である程度は知っていると思うんです。そこで1回認知する部分もあって、さらに石狩市がこの条例として決まった。最終的にはどのように採択されるかわからないのですが、石狩市が採択した月とか、真冬だと難しいとは思いますが、特別11月にこだわる必要はないのかなと思いました。いろんな考え方もあるのではないかと思います。

(小山委員長)

日にちにこだわる必要はないだろうというご意見で、11月という月についても、確かに季節的なものもあって、イベント等はやりにくいこともあるかなと思うのですが、11月はいろいろな意味で子どもの権利が認知されている月でもあることも確かなので、少なくとも月間にするというご意見でよろしいでしょうか。

大勢が月間を条例に入れるというご意見だったと思いますので、権利月間を条例に定めるということでもとめたいと思います。

それでは次の議題に行きたいと思います。子どもの参加、意見表明について事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

子どもの参加意見表明について、資料の3先進事例3市の条文子どもの参加意見表明関係抜粋をご覧ください。

土別市は意見表明と子どもの参加が同じ条で書かれています。市と育ち学ぶ施設の関係者が対象となっています。市の役割として、まちづくりや市の施策に意見表明や参加の機会を提供すること、地域活動に参加する機会の促進等について定めており、育ち学ぶ施設の関係者の役割としては、施設の行事や運営等について、子どもや保護者の参加と意見表明の機会の提供、また子どもが主体的に活動できるための支援を行うことが定められています。

また、川崎市では第4章で子どもの参加を規定し、子どもの参加の促進や子ども会議、参加活動の拠点づくりといった6つの条に規定されています。見出しはそれぞれ項目が出されていますが、それぞれに市や育ち学ぶ施設の施設設置管理者の役割について、土別市と同様の内容が書かれています。

特徴的なところは、子ども会議の開催と参加活動の拠点づくりになるかと思います。

次に2ページの武蔵野市は、子どもの権利表明と子どもの参加の2つの条で規定されています。武蔵野市の特徴的なところの一つは、対象に子どもを入れているところです。第17条子どもの意見表明というところであれば、第1項で子どもは自由に自分の意見を表明することができますといったような、条文が子どもはで始まっており、子どもを主体とした作りになっています。また、子どもの意見表明を支援したり、子どもの参加を促進するための人材を育成すること、子どもの発達段階において自分の意思をうまく伝えられない子どもに対する支援なども武蔵野市の特徴的なところです。

今年度実施しております、石狩市の子どもの権利に関するワークショップに参加している児童からも、子どもの意見表明が大切な権利であるという意見が出されています。また、石狩市は全国に先駆けて市民参加条例を制定した市でもありますので、子どもの参加や意見表明については、重点を置いていきたいと考えております。説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。石狩市としては全国に先駆けて市民参加条例を制定していることもあって、子どもの参加や意見表明に重点を置きたいということでした。

先日、第3回のワークショップがありまして、本日配付されたニュースレターがありますけれども、参加している児童から「子どもの意見を聴いてほしい」という意見が出されていたようです。

武蔵野市が子どもを主体にしていたり、武蔵野市は「子どもが」という主語がずいぶん入っていて、表現もあまり役所言葉を使わないという意図があるのか、柔らかい表現を使っているようですけれども、意見表明をするための人材育成や子どもへの支援についても記載されています。

子どもの参加、意見表明は大きなテーマになると思いますが、石狩市の条例にどのように掲載していくか、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

(大森委員)

子どもは主体性の権利を持っているというところを子どもの権利条約でも言っていますので、私は「子ども」という言葉が最初に来るのは良いと思います。少し長いかなと思って読んだのですが、本当に平易な言葉でとてもわかりやすいなと思いました。これだと子どももわかりやすいでしょうし、大人にも良いのではないかなと思います。この中の意見表明のところに子どもや市のことも入っていますの

で、武蔵野市の権利条例を見ながら進めていって良いのではないかなと思います。

(小山委員長)

「子どもは」という主語が明快にされているのと平易な表現を用いているという意味では武蔵野市の意見表明のところを参考にしてもどうかというご意見だったと思います。

(今西委員)

私もこれは子どものための条例ですので、「子どもは」という主語を主体として、子どもを主体とする文言の武蔵野市の権利条例をたたき台にして作るのとはとてもいいなと思ったのと、特に第5項の先程ご説明いただきました、年齢発達の理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するってところが、私はとても大切なことだと思っていて、いろいろなお子さんがいますので、ぜひ入れていただきたいな思いました。

(小山委員長)

武蔵野市の第5項はぜひ入れてほしいというご意見でした。

(細田委員)

私も何名かの委員の方がお話されたように、「子どもは」という主語を付けたほうが良いと思います。理由としては市長が一番初めの検討委員会でお話されたときに、最後に子どもたちが笑顔で暮らせるそうした子どもまななかまちづくりを赤くして強調されていた、そういう思いをこの条例の中で活かすためには、「子どもは」という主語にして、そして子どもの権利が侵害されないように、市はどうするかなど、その中でも市は「子どもが」、「子どもに」という形で、武蔵野市を参考に作っていくべきかと思えます。以上です。

(小山委員長)

石狩市長の言葉を実現する意味でも、「子どもは」、「子どもに」という主語を明記すべきというご意見でした。

全体でなくても部分的なところでもかまいません。条例の重要な部分だと思いますので、ご意見をいただければと思います。

(大森委員)

武蔵野市のところで第17条第1項に意見表明をすることができますと書いてありまして、次に意見を表明したことによる不利益を受けないと書かれています。とても大事なことだと思います。子どもは意外と周りのことを気にして、なかなか意見を言わないというか、出しづらいというのがあるのかなとも思いますので、自分が発言、あるいはそれを表明したことによって、嫌な思いをしないんだよということを明記することはとても良いと思います。それと、自分の意見と同じように他の意見を大切にすることがしっかりと書かれていますので、これは本当に基本的に入れていっていいのかなと思います。それと先程おっしゃっていましたが、人材を育成するというのは、市がそういうことをするのですよということが書かれてあるというのも、これもとても大事だと思いますので、本当に武蔵野市の権利条例を見ながら、多少の言葉はこれから変えられるのかもしれませんが、おおよそはこの形で私は良い

のではないかなと思います。また、施設を計画するときに、子どもたちがそこに参加できるということも書かれていますので、これらができて実行されていくことが本当に素晴らしいことだなと思います。

(星野委員)

私も武蔵野市の表現がとても素晴らしいなと思っています。子ども主体でいるということがもちろん基本になると思っています。そして、第17条第4項の表現しやすい環境整備ということと、第7項の人材育成というところですけども、子どもたちに意見を表明していいんだよと言っても、なかなか表明できないというか、それに慣れていないというか、どうぞと言っても難しい環境ではあるので、とにかく子どもたちの声をくみ取る環境と、人材育成が大事ななど。条例があってもそこがないとうまういかなかなと思いますので、ここを入れていただきたいなという意見です。よろしくお願いします。

(小山委員長)

子どもの意見表明というのは、意見をくみ取ることも重要になってくるのではないかということだと思います。

(大森委員)

先ほど言い忘れましたが、武蔵野市ではないのですが、川崎市の子どもの権利のところ子ども会議というのがあります。ぜひこの視点というか、これをどこかにいれられないかなと思います。先程、星野委員のほうから表明しやすい環境とありましたけども、本当にそういう表明する場というものが必要で、それは会議だけではなくて、いろいろな場所が必要だと思うのですが、その1つとして子ども会議というものを設けられたら良いと思いました。

(小山委員長)

意見表明の場として、川崎市の子ども会議の視点を入れたらどうかということでした。

(細田委員)

今の子ども会議の件ですけども、実はコロナの関係で無くなりましたけども、その前はIYP石狩ヤングプロジェクトで、意見を生徒会の子どもたちが集まって、議場でやった会議があったんですね。私はその時花川南中学校の教頭だったので、ウチの生徒会の役員が行って、花川南中学校の近くのほうにふれあいの杜公園があるけれども、児童館がほしいと言ったと聞いて、今年浜益に赴任して、樽川のほうに行った時に本当にできていると思って、市長からもそれで建てましたということで、実際に動いているので、ぜひ学校と連携しながら、そういう機会を設けると、それを11月の子どもの権利月間の前などに持ってくるなどをいろいろ計画していくと、実際に条例の中に書かれたことが実現していきやすいかなと思いますので、PRも含めてお話ししました。

(小山委員長)

子どもの意見については、個々の意見、加えて子どもの総意という形でくみ取る会議は大事なのかなと思います。

法律的な観点で佐藤委員のほうからご意見をいただければと思います。

(佐藤委員)

今の議論に関しては、皆さん大多数の意見のように、子ども主体の条文の文言の作成のほうが良いのかなと思います。

結局、社会全体で子どもを守ると言い方はおこがましいかもしれませんが、子どもの意見をくみ上げていくという姿勢で、これを作ろうとしているということだとすると、主語を子どもにしないと見えにくいのかなという気がしているので、文言の量及び主語については、子どもの部分は分量多めに書いていくという方向で考えるほうが良いのかなという意見を持っています。

あと、最初の議論で、弁護士が言うと正しいように見えてしまいますが、私は法律制定の専門でもないので私の感覚ですが、資料1の責務と役割の中身が、私の勘違いかもしれませんが、中身自体が違っているように思われているのかなと感じました。

私がこの条文を見ていったときに、最初の表題に責務と書いてあるのと、役割と書かれているとしても、結局、文言1個1個見ていくと、全部努力義務しか書いていないから、中身の違いは何もないというふうに私は考えています。私が和解文書とかを作る時も努力義務と書くのですが、それは法的には何の意味も無い。約束を破ったからといって損害賠償請を受ける訳でもないという、それぐらいに力がそんなに強くないもので、これは全部そのように書かれているはずなので、効力としてはそれほど差があると思わなくていいのかなと思っています。ただ、条例を作ると、これを目にするのは一般の市民の方ですから、結局見え方が違う。捉え方がこんな区分けしていることがわかる人は、一般の親御さんではないと思うので、その部分を考えて、今後は作ったほうがいいのかと。そうすると、事業者と親と一般市民の書き方を変えてしまうと、見た目の役割が違ってしまうので、そこは気をつけたほうがいいのかと思います。特に親だけだと大変だから、社会全体でという方向性があるのだとすると、保護者と一般市民を区分けすることにどれだけ意味があるかというのは、ちょっと考えたほうがいいのかと。ただでさえ親が閉塞的に外に行けないというところに、一般市民、別に親の責任を別個に記載すると、逆に縛ることになりかねないじゃないかというのが私の考えなので、入れるという結論でも良いのですが、その可能性は一応考えた上で、一般に均すのか、それともやはり親は親だから別に作るのかというのを最終的に決めるのがいいのかなと思います。以上です。

(小山委員長)

法的な効力としては変わらないが見え方として違い過ぎるようにならない文言にしてもらいたいと思います。

(細谷委員)

先程の子ども会議の件ですが、確かに、子どもたちの意見をすくい上げるというのは良いのですが、これを条例に入れてしまうとかなり子どもたちが縛られることになるのではないかと思います。我々も委員会に入っているから会議をしなければいけない、動かなければいけないとなって。子どもたちの自由な活動の中で意見を拾っていくというのはすごく大事だと思いますし、先程の自主的な活動で議会に意見を言いに行くという、そういう子どもたちから出てくる働きかけは良いと思うんです。ただ、これを条例に入れてしまうと、今度、大人が子どもを集めて何かするという形ができあがってくるんじゃないかと。そこがすごく心配なところですよ。子どもたちが負荷をかけられたために意見が逆に言いづらくなったり、何か言わなければいけないというふうになってしまうのであれば、これは市の努力というか、市がこういう働きかけをしなければいけないと置くのはいいと思う。あらゆる場面で子どもの意見をす

く上げなければいけないなどという文言を書いていって、機会あるごとに子どもの意見を聴いていく。そういう形が望ましいのではないかと思います。形をきっちり作ってしまうと、逆に子どもたちを縛ってしまう恐れがあるのではないかと思います。それよりは、もう少し柔軟性がある、子どもの意見を聞けるというほうが、良いのではないかと思います。

(小山委員長)

子ども会議という形ができてしまうと、それに大人のほうがかめ込もうという動きにならないような、周りが支えるような子どもの集まりのほうが良いというご意見だったと思います。

(長谷川委員)

今のご意見はごもっともだなと思うのですが、それに付け加えて、この川崎市の権利に関する条例というのは、子ども会議は子どもの自主的及び自発的な取り組みにより運営されるものとするというふうに書かれていて、そういった意味では、権利として、自分たちはここで発言する権利があるんだよと、子どもたちに義務ではなくて、やらなければいけないと言うのではなくて、そういう場があるんだよということを示す部分であればあっても良いのかなと思いました。

(小山委員長)

子どもの権利として、子どもの権利条約にも集会をする権利があるということが記載されていますので、権利としては開かれているし、その行動について周りは支えていくという主旨のご意見でした。

(近藤委員)

基本的には私も同じようなことを考えてきたので、あえて発言しませんでした。今の議論の中で、これだけは忘れないでいただきたいと思っていたのは、言葉や態度で自分の意思を正しく表現できない子どもたちの、特に乳幼児ですね。そういう子どもたちにもきちんと権利はあるということをもれなく盛り込んでいただきたい。この武蔵野市の条例にも触れているので、こういう観点を忘れずに取り入れていただければと思っています。

(小山委員長)

発達段階の小さい子どもが意見を表明すること自体が、大人の目から見ればどうなのかということもあるかと思いますが、決してそういうことではなく、どんなに小さい子どもであっても意見の表明を促していくという方向を出すべきではないかという意見だと思います。

(大森委員)

先日、「こども会議」という映画の上映会がありまして見てきました。それは認定こども園の5、6歳児を対象にした映画なのですが、子ども会議といいますと、石狩市でもやっておられたような、議場を使って、硬いイメージがありましたけれどもそうではなくて、本当に認定こども園の中で「こども会議」をするのです。どのようにするのかと興味津々だったのですが、1つのテーマを保育士さんが提示すると本当にいろいろな意見が飛び出すのです。もう本当に宇宙人的な発言があつたりもしますが、子どもたちはきちんと考えて、自分たちで考えていろいろなことを決めて行かれるのです。その成長過程を見たときに、先程おっしゃっていましたが、年齢に応じたものは必ずあると思うので、子ども会議に

ついても、議場でやる子ども会議だけではない方法もあるんだということを皆さんにぜひ知っていただきたいし、それがあちこちでできたらいいなと思いました。

(小山委員長)

子どもの意見表明については、日々意見を表現する練習があって、権利として定着するのかなと思います。

(伊藤副委員長)

私も武蔵野市の第18条第5項の子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよという、この項目がとても気に入っておりまして、私はワークショップのほうも参加してまして、子どもたちが同じ空間で話をする。きっと子どもたちは、この子どもの時代に大人と一緒にテーブルで意見を言い合って肯定してもらえるという体験がとても将来良いことにつながるんだらうなという場面がとても見られまして、ぜひ子どもが急に敷居が高いような、「意見を聴きます」ですとか、何かについて決定するのに子どもも入れましょうというのではなくて、普段から子どもと大人の対話の場面をたくさん作るということが必要なかなと思ってまして、月間ができたときでも良いのですが、子どもが主体となって、今、僕たち、私たちがどういう気持ちで生活してるかというのを大人が聴くとか、それについて大人が質問するとか、別に決定がないような話でもいいので、そういう場面をたくさん作れる石狩市になったら、大人の様々な委員会にもなり手がいないという話もありますが、やはりそういう場所に出るという成功体験というか、肯定感をもって子どもの時代を過ごす、大人になっても自分の意見は間違っていると、正しい意見じゃないというふうになっても意見を言いたいなということも、大人に育つのではないかなと思っております。なので、ぜひ第5項のような項目を加えていただければ嬉しいなと思います。

(小山委員長)

確かに子どもにとっては文面で理解するよりも、自分の体験を通して活かしていくことになると思いますので、今の意見も重要かなと思いました。

貴重なご意見ありがとうございます。基本的には武蔵野市の子どもの権利条例に沿った内容、方向でまとめていただければと思います。あとは子どもが集う権利などを加えたうえで検討していただければと思います。

時間の関係もありますので、次の議題に移っていきたいと思います。

次は子どもの権利保障についてです。事務局より説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

子どもの権利補償について説明します。資料4先進事例3市の条文子どもの権利補償関係抜粋をご覧ください。

土別市は相談、救済の体制を整備すること、また、権利保障のために権利委員会を設置することを定めています。土別市は第20条で安心して相談や救済を求めることができる体制を整備しますとし、具体的な組織については条例に規定しておりませんが、条例ができた翌年に土別市子どもの権利救済委員会というものを設置しております。本日配付しております追加資料1土別市子どもの権利救済に関する規則のほうに載っております。救済委員会は委員3名からなり、子どもの権利の侵害に関する相談についての助言や支援、救済の申し立てについての調査などを行うこととされています。

また、川崎市は相談、救済の仕組みとして、川崎市人権オンブズパーソンを活用すること、また、権利保障のために権利委員会を設置することを定めています。川崎市の権利委員会は諮問機関として位置付けられ、調査することもできる仕組みになっています。

また、武蔵野市は権利委員会ではなく、市長の附属機関として、子どもの権利擁護委員の設置を定めています。擁護委員は子どもの権利侵害があったときに、相談に応じたり、必要な調査をすることもできます。また、擁護委員を補佐するために、子どもの権利にかかる相談調査専門委員を置くこととされています。

3市のいずれも子どもの権利の補償については、相談だけでなく、権利が侵害されている子どもを救済するところまで定められています。現状においても、重大な虐待事案などはその状況から速やかに子どもを救う、守るといった対応をしていますが、日常的に権利侵害が起きていて、なかなか止まらない状況のときには第三者的な立場で、子どもを権利侵害から救済する仕組みを検討する必要があるのではないかと考えます。説明は以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。子どもの権利侵害があった場合の対応として、権利保障をするための権利委員会の設置とか、川崎市の人権オンブズマンなどの活用が考えられると思います。

石狩市としては権利侵害があった場合に救済の仕組みをどうするかというところの議論をしていきたいと思います。子どもの権利保障についてご意見を伺います。

(事務局:田村次長)

委員長、よろしいでしょうか。本日、松倉アドバイザーはご欠席でございますが、松倉アドバイザーのほうから助言をいただいておりますので、内容をご紹介しますと思います。

8月26日に開催しました講演会でも松倉先生からお話があった内容なのですが、子どもの権利の救済機関については、本来的に条例に位置づけて提案すべきだというご意見を松倉先生はお持ちです。松倉先生は旭川市の市立短大にいらっしゃる先生なので、旭川市のほうで、お子さんがいじめが原因で亡くなられた事件がありましたけれども、このときにも権利の救済機関がなかったために、市長選挙でも争点になったぐらい結構大きな事案として捉えられていて、第三者委員会を外部委員で構成して対応するという結果になったという事例もありますので、石狩市ではすごく大きな事案というのは今のところ無いのですけれども、いじめや虐待事例が全国的には増加しているという現状を踏まえて、その救済というところをしっかりと議論して、弁護士などを入れた組織づくりというところまで想定して検討してはいかがでしょうか、ということで助言をいただいております。以上です。

(小山委員長)

今、松倉アドバイザーからの助言をお伝えいただきました。

(大森委員)

まず、何の目的のものかというのがわかるのは、川崎の相談及び救済というのが良いのかなと思います。ただ、土別市のところで子どもの権利侵害に関するというのがありますので、この言葉を川崎市のところに当てはめるとということも良いのかなと私は思っていました。

川崎市のところでは、先程おっしゃっていた権利委員会というものが設置されて、武蔵野市の場合は

権利擁護委員なんですね。擁護することもとても大事なことでありますが、やはり権利委員会と謳ったほうが様々なことに対応できるのかなと思います。第7項に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができると書いてあります。この特別の事項というのをもう少し具体的に表現できるのかなと考えたりしますが、そういう意味では保障関係については川崎市の条例が、私は良いなと思います。それと、そこで知り得たものの秘密の保持です。守秘義務があるということもきちんと謳っておりますので、そこは良いのかなと思います。ただよく読んでいくと、内容的には武蔵野市と川崎市が特別違うというところはないようにも思うんですけども、はっきりしているのは、川崎市のほうなのかなと思いますので、私はこの川崎市のほうを参考にしていけたら良いと思います。

(小山委員長)

川崎市の条例の文言が比較的明記された記述になっているので、川崎市の条例の中身を含めて参考にしてはどうかということでした。

(長谷川委員)

子どもの権利条例として、子どもたちに何かあったときには、いろいろな機関がまとまって、それに対処していくものが必要だとは思いますが、石狩市にもここにも3人いますけど、人権擁護委員であったり、私は主任児童委員ですけれども、福祉に関するものとか、スクールソーシャルワーカーの先生であったり、いろいろな部分で、ここで動いている方たちがたくさんいらっしゃるんですね。ただ、私は両方やっていていつも思うんですけども、その部分と横との、他との機関とのつながりというのは、要対協(要保護児童対策地域協議会の略)であれば、そこではつながりますけど、個人個人子どもに何かあったときに、そういう会議がない限りはまったくもって伝わらない部分があるので、新しく全部作るとなるとすごく大変なので、お互いその部分からいろんな人たちが集まって、子どもの一つひとつの何かに対して、こちらの支援できることとか、協議するところも作っていったら良いのではないかなと思います。

ただ、人権擁護委員会は、各小学校中学校に毎年必ず人権教室があって、学校からお願いされない限りはなかなか行けないですが、今年度は全部の学校に行けたんですけれども、毎回私たちもお願いに上がってますが、子どもたちには自分たちにはそういう権利があるんだという部分と何かあったときには相談するところもあるんだということを、常に私達は学校に行ってお伝えしていますが、全学年に行き渡っているわけではないので、そのときは子どもたちもハッと思っても、毎年そのようなものを受けて、そうだと思い出して、大人になっていくときに、あのことがあったなど。単年度だけで全部が子どもたちに浸透していくものではないと思うので、学校の先生にもお願いしたいという部分と、今までも子どもたちを支援している部分があるんだということで、そういう機関を作るのであれば、そこをまとめる仕組みがあれば良いのかなと思います。

(小山委員長)

すでに子どもの人権に関わる人権擁護委員がいるので、条例に関してもその委員会を活用できるのではないかとということ、機関の啓発、啓蒙をあわせて考えてはどうかということでした。

(細田委員)

今、お話があったとおり、学校のほうとも相談するところ、また、助けてもらえる場所があるということとは人権擁護委員の方に来ていただいて、教室をやっております。

僕が思っているのは、子どもの権利が侵害されたときの対応をする機関は必要だと思います。それは間違いなく。ただ、学校現場にいと、それが、教育委員会の教育支援課なのか、それから福祉の関係の子ども政策課やそっち側なのか、その辺の行ったり来たりとか、関係が難しいなというのが正直なところ。縦割りの部分が。そこを繋ぐ役割として、救済委員会があるのか、独立であって両方に協力求めるのかという、その位置付けをしっかりとしていかないと、うまく機能しないのかなという気持ちがしております。だからどうしたら良いのかというのはなかなか答えが出ない状況ですけど、救済するところはしっかり必要だというふうに抑えたいと思います。以上です。

(小山委員長)

まず、救済する機関の必要性はそのとおりで、あとは窓口の問題ですね。武蔵野市の最後のほうに委員を置くということが書かれていますが、これが独自の機関になるのかなと考えました。

(近藤委員)

武蔵野市の条例ですと市長の付属機関としておくことができるとなっていますので、教育委員会や保健福祉部ということでもなく、市長の近くにおいておけば、先程、細田委員がおっしゃったような懸念は解消されるのではないかと思います。

(小山委員長)

そういった、縦割りから独立した直属の仕組みですね。

(事務局:田村次長)

ただいまの付属機関のお話ですけれども、付属機関は市長のほうから諮問をして、委員会のほうから答申をいただくような審議会のような仕組みも一つあります。今回想定している救済委員会であるとするならば、教育支援課、子ども政策課、また子ども相談センターというところもあります。それぞれ市のどこかにお子さんや親御さんから相談がきます。これは大きな権利侵害が起きているので、第3者的な立場で何か解決する必要があるのではないかとこののを、これはもう私たち職員の感覚的なものになると思いますが、それを発見した場合に、その救済委員会に申し立てをして、この件について救済委員会で調査してください。必要があれば、助言、支援、指導をしてくださいというような機関が救済機関になると思います。機関という委員会みたいなものが川崎市や土別市、1人1人に割り当てられているのが、武蔵野市というイメージになるかと思えます。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。今の事務局の説明を踏まえてご意見を伺えればと思います。

(細谷委員)

今のご説明でわからなかったのですが、こういう委員会で事実認定をする働きでしょうか。権限はそんなに持たせられる訳ではないと思いますが、それが事実であるということで、認定して必要な対処をするそのための組織というものになるのでしょうか。

(事務局:田村次長)

権限については、それをどこまで持たせるかというのを条例や規則で決めることが可能です。調査権限も持たせるのであれば、あわせて守秘義務というところも持たせながら、委員の方にかなり大きなご負担をお掛けしながらお願いをする必要があると思います。基本的には、市のほうからお願いをしているものなので、調査して何か罰則を与えとかの判断をするということではなくて、市としてこういうことを改善しなければいけないのではないかというご意見をいただくことになると考えます。調査の結果、こういう事実が分かりましたので、こういう改善をする必要があるのではないのでしょうか、という意見を出していただくのが、救済委員会であったり、救済委員の役割というのが一般的ではないかなと思います。あとは、条例でどこまで委員会に役割を持たせるかということになるかと思います。以上です。

(長谷川委員)

今の石狩市の現状でも、先程言った教育委員会であったり、子ども相談センターで、大変なお子さんに対しては、ケース会議というのを行って、そのお子さんに関して、中学生だったら中学校の先生であったり、虐待であれば親御さんは別として、そこに関わっている人たち、我々主任児童委員であったり、民生委員さんだったり、保健師さんだったりとか、いろいろな人たちが集まって、今、その家の現状はどんな状況であるかとか、ご家庭がどういう状況なのかとか、ケースの中身をお互いに話し合いながら、そのお子さんに対して、児童相談所はそこまでいくと必ず入ってくるんですけど、自分たちの役割として、何を子どもに支援してあげたらいいのかを話し合う機会というのは今もあるのです。その中で救済機関ができたときには、それ以上のことをするというか、親御さんに対して「こうなさい」というのができる力というか、その権力があるのかといった内容のものにするのかなということも少し伺いましたかったのですが。

(事務局:田村次長)

救済委員会の役割の持たせ方は、ある程度条例で決める必要はあると思いますが、一般的に考えますと、個別具体の事案についてはおっしゃっていただいたように、既に要対協などで、しっかり対応はしています。ただ、この救済委員会は個別の事案はもとより、このことによって、市全体に他の児童にも影響があるのではないか、こういう事案が考えられるのではないか、そのために事前に何か対処しておいたほうがいいのではないかというところに対する助言等をしていただくようなことで、個別の事案の対応は今もやっていますので、それ以外のもっと先のことを見たことに対応するような委員会になるのかなと思います。以上です。

(細谷委員)

どんなことをするために必要な委員会なのかが明らかにならないで、ここで委員会が必要かどうかという話することは難しいのではないかと。子どもの一事例ではなくて、それから派生するであろう大きいものを見るための委員会と言ったらピントがずれているような気がします。委員会で考えたとしてもその部分ではなく、もっと根源的な部分ではないでしょうか。子どもの権利条例云々ではなくて、そういうことが起こりうることを市はもっと目を光らせておくべきではないでしょうか。子どもの部分ばかりではなく、アドバイザーなどは必要だと思う。この中で考えていくのであれば子どもの救済につながるような話だと思うのですが、それであれば長谷川委員が言われたようにいくつかの機関がありますか

ら、そこを整理することのほうが先ではないかという気がします。委員会だけができあがって、何をしたら良いのか、集まってからみんなで悩むような、そういうものになりそうな気がして、もう少し動き出してから考えても良いのかなという気がします。救済は何かが起こった時に絶対必要だと思います。その救済のための委員会が何をしたら良いかが全然見えないので動かないのではと心配になります。

(大森委員)

確かに、今、事務局からの説明を聞いて、最終的なところで混乱した部分が私もありました。ただ、この救済制度を設けるといのはとても大事だと思います。それは文言としてきちんと入れるべきだと思います。先ほど、権利擁護のほうとかいろいろなことで実際にやっているということをおっしゃっていました。ただ、こういうものは、たくさんのツールがあって良いのだと思うのです。子どもたちが見て、どこにそれを求めるかというのが、1個ではなくて良いのではないかなと思います。その場合に、せっかく子どもの権利条例を作るのであれば、この中にきちんと自分たちを何かあったときに助けてくれる場があるとわかるような、救済制度というものを設けるべきだと思いますし、先ほど旭川の事例をお聞きしましたが、本当にどこにも助けを求められなかった事件が起きてもお、どうしていいかわからなかったということがありました。そういうことが起こらないように、これから勉強しながらどういう救済制度が良いのかということは考えていかなければいけません、救済制度という言葉はここでぜひ入れてほしいと思います。

(小山委員長)

救済制度という文言ですね。この条例の流れからいけば、そこまでの機関はやはり作っておいたほうが良いのか、ただ、すでにある機関との関係もありますし、その目的も他の委員会との違いなどをはっきりさせる。

(長谷川委員)

今ある要対協の団体であったりというのは、警察であったり、いろいろなところから、集まってやっていますよね。その中から子どもからもSOSに対して、その都度委員長が招集し、会議を主催するということが土別市のほうにも書いてありますけど、1人1人決めて救済委員会というのではなくて、先程言っていたように、市長さんがここに置くというのであれば、その中に誰かいて、子どもたちに対してどのような救済ができるかという、人権擁護委員も、来たことに対して、法務局のほうで救済をどうしたら良いかと動いている部分もたくさんあるので、いろいろな機関がたくさんあるということを子どもたちに困ったことがあったときや、自分の権利が侵害されているとか、本当に相談もできないぐらいになったときに、身近な親などではなくても、救済してくれるところがいっぱいあるよということを、とにかく広報というか、子どもたちに周知することのほうが大事なのかなと。それに対してみんなが集って支援ができるよという部分を、各機関にこうしてくださいという機関を作っておけば良いのかなと思います。

(小山委員長)

この条例の救済というのは、今、個々にある権利侵害に対する救済を担っている部分を含めての救済というのが、この権利条例の主旨ですかね。

(朝倉委員)

ちょっと矛先が変わってしまう意見ですが、この委員をどんな人が委員になるべきかというのが、この権利委員会の各地域に記載されていて、だいたい皆さん、その人権、福祉、教育という形で入ってるんですけど、私は自分の立場上、今の子どもたちの問題、先ほど旭川の事例も出ましたけど、今の子どもたちの問題に対して、ITの専門家が絶対必要なんじゃないかと思うんですよ。どこにも入らないんですよね。もちろん委員の方が必要だと思って、単発で依頼することはあるのかもしれませんが、さっきも将来的な、いろいろな施策につなげていくとか、もっと全体的なところを見て、根本の問題解決につなげていくってなったときに、ITの専門家が入らなくて本当に良いのかなと、これから作る条例の中にそういうものが想定されていなくて、本当に大丈夫かなと。特に子どもの権利というところを考えると、私はそういうふうにしたというところですよ。以上です。

(小山委員長)

時間的にもこれ以上議論を続けることができなくなっているのですが、とりあえず救済委員会の目的と他にすでにある機関との関係や、どういうことを想定してどういうメンバーで動くのかを事務局のほうから提案していただくということで、この議論についてはこれで終わります。

それでは最後の議論に入りたいと思います。

次は子どもに関する施策の推進です。事務局より説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

子どもに関する施策の推進について、資料5先進事例3市の条文子どもに関する施策の推進関係抜粋をご覧ください。

3市すべてにおいて、子どもの施策を総合的かつ計画的に進めていくために、行動計画もしくは推進計画を策定することを定めています。武蔵野市については、市が策定する子どもにかかる基本計画である「子どもプラン武蔵野」を推進計画に位置づけることとしています。「子どもプラン武蔵野」は、石狩市に置き換えると、「石狩市子どもビジョン」になり、計画の評価と検証は石狩市子ども・子育て会議で行っています。現在、石狩市子どもビジョンをもとに子ども施策を進めており、令和6年度が子どもビジョンの改定作業を行う時期にあたるため、本条例の制定によって項目を追加することも可能となりますことから、市としましては、この石狩市子どもビジョンを推進計画に位置づけてはどうかと考えております。なお、現行の子どもビジョンは、令和2年度から6年度までの計画で、5年ごとに見直しを行っております。説明は以上です。

(小山委員長)

施策の推進については、他市もそうですが、石狩市でもすでに「石狩市子どもビジョン」という、子どもの施策を推進する計画がありますので、今の説明ではそれに加えることも可能ということですので、この子どもビジョンを推進計画に位置付けて推進するということではどうかという事務局からの提案でした。この点についてご意見を伺います。

(細谷委員)

今ありました話し合いの中身が反映されて、子どもビジョンが策定されていくということであれば、ここの行動計画とするという形で良いのではないかと思います。せっかくここで、子ども主体で話し合っていて、まだ別にビジョンが組まれるのであれば話が成り立たないと思うので、それを取り入れて活

かしていくということを謳っていけば、それはそれでいいのではないかと思います。

(小山委員長)

ここでの議論が反映されるようなビジョンであれば良いということでした。

(大森委員)

言葉でいうと、行動計画と推進体制とどういうふうになるのかなと、推進計画とかもありますけども、わかりやすいのは、言葉としては行動計画なのかなと思います。その中に、武蔵野市の推進計画にあります。第2項の「子どもプラン武蔵野」を、石狩市で言えば「子どもビジョン」をそこに位置付けるのは、細谷委員がおっしゃったように、今、議論されていることが盛り込まれた新しいものになると思いますので、それは良いのではないかと思います。私はどちらかというと、文言としては行動計画が良いと思いました。

(小山委員長)

同じく、ここでの議論が行動計画のほうに反映されればということでしたが、文言としては行動計画が良いのではないかとということですね。

それでは、この議論については「石狩市子どもビジョン」を計画に位置付けるということ。ただし、ここでの議論が反映されることが条件でということにしたいと思います。

進行の悪さで時間が迫ってしまいました。以上で、検討委員会での論点7項目がすべて終わったことになります。これまでの検討委員会での検討結果と現在、同時に開催しているワークショップの意見を反映して、事務局のほうで、今後条例案を作成していってもらえればと思います。

それでは最後に事務局から何かありましたらよろしくお願いいたします。

(事務局:田村次長)

大変多くの項目についてご議論いただきまして、ありがとうございます。第4回目は、前回と今回ご議論をいただきました内容をもとに条例の骨子案を事務局のほうで作成をして、さらに市長に提言をするための提言書についてご検討いただきたいと考えております。第4回目の検討委員会なんですが、年が明けまして、来年2月19日月曜日を予定しております。近くなりましたら、改めて連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小山委員長)

ありがとうございます。最後に確認したいことなどはありますでしょうか。

(新田委員)

私も一つ意見をお伝えしておきたいなと思ひまして、6番目の子どもの権利保障の件で、権利委員会の話があったと思うんですが、私ども不登校、ひきこもり支援の相談窓口をやってるんですけども、先ほど委員の方々からもたくさん話があったと思うんですが、私どもも含め、いろいろな個々の子どもに関わる機関がたくさんあったり、要対協等ですとか、連携の枠組みもたくさん動いている現状がある中で、権利委員会ができるならどんな形が良いのかなと考えると、私どもを含めたそういう既存の子どもに関わる機関とは独立した立場で権利委員会があることで、その子ども・若者に関わる機関に対して

も監視のような役割も担うような役割も一つあるのかなと思います。また、子どもの権利を守っていくっていうときには、時には多分、時には既存の組織と対立したりとか、大人の責任ということが問われていくこともあると思うので、その権利委員会の中には、やっぱり法律の専門家の方も入っていく必要があるのかなと思います。既存の組織とは別に、第三者委員会のようなところは常にあって、何か問題が起こったときに、当事者家族や関係機関からスムーズにそれを上げていけるような、機関があると良いと思います。一方で、そうすると委員の方々の責任が大きくなり、実際行う上での課題もたくさん出てくると思いますが、でもそのような組織があることにはすごく意味があるのかなと思いましたので、最後に述べさせていただきます。

(小山委員長)

ご要望ということで伺いたいと思います。

それでは、以上をもちまして令和5年度第3回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会のほうを閉会したいと思います。

今日は活発なご意見、ありがとうございました。

令和 5年12月22日 議事録確定

委員長 小山 和利

---